

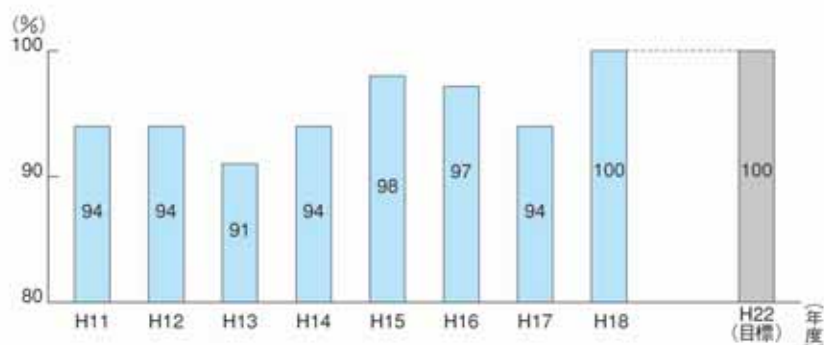
行動 3

きれいな川を守る

(環境配慮に向けた行動計画 目標達成状況)

■BOD75%値10mg/ℓ以下の地点数割合

図2-9 BOD75%値10mg/ℓ以下の地点数割合(%)



※BODとは…
生物化学的酸素要求量のことです。河川の汚れの度合いを示す数値です。この数値が大きいくほど水中の汚染物質の量が多いことを示します。

取組 1 家庭からの排水をきれいにします

1.生活排水対策を支援します

- 生活排水対策に関する学習会を開催します
- 細目ストレーナー、三角コーナーの普及を促進します
- 合併処理浄化槽の設置を促進します
- 公共下水道の整備を推進します
- 農業集落排水事業を推進します

■生活排水対策

事業系の排水は水質汚濁防止法、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（矢作川水系に係る上乗せ基準）、岡崎市公害防止条例などの法令により規制されています。

生活排水については、公共下水道、農業集落排水処理施設等による集合排水処理を進めていますが、これらの事業計画認可区域外の地区の一般家庭については、し尿のみの処理を行う単独処理浄化槽が多いため、し尿と併せ生活雑排水の処理も行える合併処理浄化槽の普及促進を図っています（浄化槽法の改正により、平成13年4月からの新設浄化槽は、すべて合併処理浄化槽となりました）。

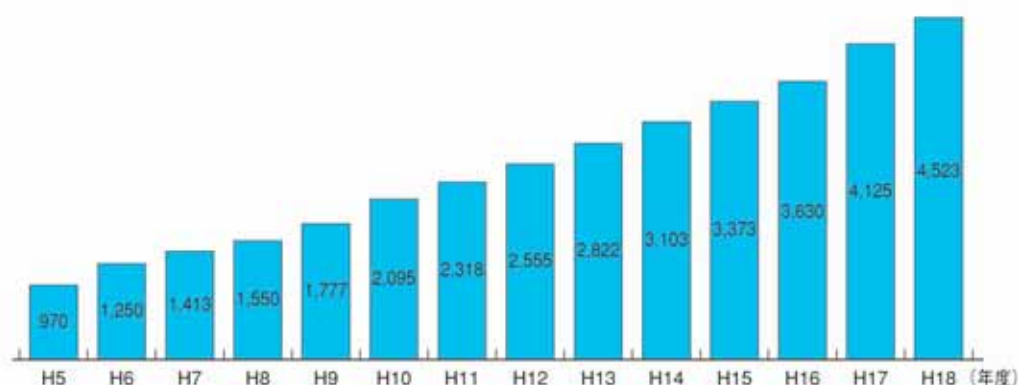
生活排水処理を適切に行うため、市民一人ひとりが家庭でできる浄化対策に努めることが必要ですので、啓発活動を行っています。

■下水道整備状況

①公共下水道整備状況

現在事業認可を受けている区域の整備を進めています。（図2-10）

図2-10 公共下水道整備状況（ヘクタール）



②農業集落排水事業整備

農業振興地域の集落を対象に、農業用水の水質保全や農業用排水施設の適正な機能維持のため、生活雑排水を集集処理する農業集落排水事業を進めています。(表2-20)

表2-20 農業集落排水事業整備状況

	平成18年度末(累計)
処理面積(ヘクタール)	410

葵第一地区・豊西地区 供用開始(平成18年4月)
宮崎地区 整備中

公共下水道事業及び農業集落事業は、平成19年度以降も継続予定です。

■ストレーナー・三角コーナーのあっせん

調理くずの流出を少なくするため、網目の細かい(1mm)ストレーナー・三角コーナーを市が助成して普及を図っています。(表2-21)

表2-21 ストレーナー・三角コーナーのあっせん

年 度	総世帯数	あっせん世帯数
16	133,212	242(34,049)
17	138,706	251(34,300)
18	141,815	248(34,548)

注：()内は総世帯数 平成19年4月1日現在

平成19年度以降も継続予定です。

■啓発活動

①生活排水対策学習会

町内単位で説明会を開催しました。

〔平成18年度〕鳥川町・東河原町・雨山町・大代町

内容：生活排水への関心を高める。

②広報誌への掲載

〔平成18年度〕2回

平成19年度以降も継続予定です。

■合併処理浄化槽設置費補助金

現在の河川などの汚れの主な原因は、台所や風呂、洗濯などで使われた生活雑排水だといわれています。市では、し尿だけでなく、これらの排水も処理できる合併処理浄化槽を設置するにあたり補助金を交付しています。

公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業区域等以外の区域で、主に住宅用の合併処理浄化槽の設置に対して人槽区分毎の予算の範囲内で申請書の先着順に受け付けします。さらに、対象者のうち、自主的に単独処理浄化槽又は汲取り便所から合併処理浄化槽へ転換する方に対しては上乗せ補助金を交付しています。(表2-22)

表2-22 合併処理浄化槽設置費補助金交付状況
設 置 状 況 平成18年度補助金交付実績

設 置 基 数				人槽区分	交付基数	1基当たり補助金額(千円)
S63	24	H10	99	5	47	354
H1	44	H11	235	7	88	411
H2	55	H12	364	10～	10	519
H3	60	H13	337	計	145	—
H4	109	H14	83			
H5	164	H15	145			
H6	159	H16	134			
H7	194	H17	122			
H8	149	H18	145			
H9	166					

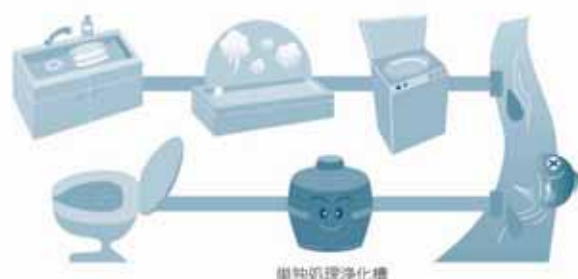
うち転換整備事業 11基

補助対象地域内で既設の単独処理浄化槽又は汲取り便所から、合併処理浄化槽への転換をより促進するために…

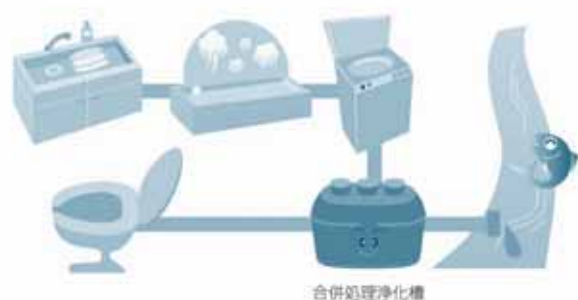
転換整備事業

自主的に合併処理浄化槽へ転換される方に、上記補助金額に加算して上乗せ補助（補助対象は既設の単独処理浄化槽等の撤去費など 上限30万円）。

→ 平成19年度以降も継続予定です。



し尿だけを処理します。台所や風呂、洗濯などの生活雑排水が未処理なため、河川や海の汚濁の原因となっています。



し尿のほか生活雑排水も処理することから、河川や海の汚濁防止対策として重要な役割を果たしています。このように合併処理浄化槽で生活雑排水を処理することにより、河川や海に放流する排水を単独処理浄化槽を設置して処理する場合と比較すると、汚濁を1/8に減らすことができます。

取組2 事業所からの排水をきれいにします

1. 事業所排水対策を指導・支援します

- 事業所排水の監視、指導を推進します
- 工場等の公害防止施設の設置を支援します
- ゴルフ場における農薬の適正使用を指導します

※行動5 取組1をご覧ください。

取組3 きれいな川を守る地域活動に参加・協力します

1. 川を守る地域活動を支援します

- 地域での水質保全活動の支援や勉強会等を実施します
- 流域の連携による水質保全活動を推進します
- 広報等を通じて、地域活動への参加を呼びかけます

■ 河川の草刈りや清掃活動を行う団体への助成金を交付

〔平成18年度〕 市内の河川美化団体

団体数（9団体）

主な活動内容

（草刈り、清掃活動、河川パトロール、看板設置他）

→ 平成19年度以降も継続予定です。



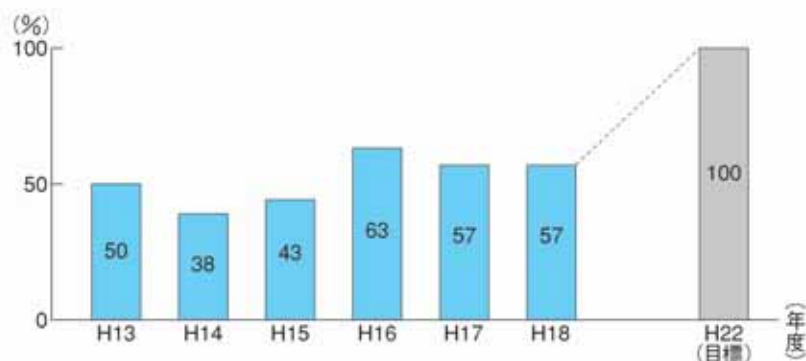
菅生川を美しくする会

交通公害対策を推進する

(環境配慮に向けた行動計画目標達成状況)

■国道1号騒音要請限度以下の地点数割合

図2-11 国道1号騒音要請限度以下の地点数割合 (%)



交通公害低減のための施策

本市を含む中京地域は、自動車メーカーが産業の中心を担う地域であり、社会全体が自動車に依存しているとも言えます。しかし、その自動車社会の進展が、環境に多大な影響を及ぼしているのも事実です。今までどおり自動車に依存した交通網ではなく、それに変わるシステムの構築、また、低公害車の普及に取り組んでいかなければなりません。

取組1 交通公害低減のための自動車利用に努めます

1. 交通公害低減のための施策を実施します

- 自動車から公共交通機関への代替性を検討し、必要に応じて公共交通の整備を要望します
- 自動車公害に関する情報提供を行います
- 公用車には低公害車を積極的に導入します
- 低公害車の購入等に対して、経済的な支援措置を検討します

■公用車には低公害車を導入

買い替え又は新たに必要となった公用車の購入には、できるだけ低公害車を選びます。

平成18年度末現在

天然ガス自動車22台

ハイブリッド自動車3台

低燃費かつ低排出ガス自動車63台

〔平成18年度〕 天然ガス自動車4台、ハイブリッド自動車1台、

低燃費かつ低排出ガス自動車16台 導入

➡ 平成19年度以降も低公害車を導入していきます。

■低公害車購入費補助金

窒素酸化物及び粒子状物質の排出抑制並びに地球温暖化の主な原因物質である二酸化炭素の排出抑制のために、低公害車の普及の促進を図り、大気環境の改善に寄与することを目的とし、低公害車を購入した個人に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

※対象車両：電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド自動車

〔平成18年度〕 100件

➡ 平成19年度以降も継続予定です。

取組2 交通公害改善のための環境整備を推進します

1. 道路環境の整備を推進します

- 広域的な道路網の整備を要望します

2. 交通公害監視体制を強化します

- 公害監視体制の整備を推進します
- 大型車の通行時間帯規制など交通規制の強化を要望します

■ 道路環境の整備

市内の幹線道路の慢性的な渋滞等により、沿線地域の環境に多大な影響を与えています。本市では、道路環境の整備を推進し、広域的な道路網の整備の要望、交通公害監視体制の強化、大型車の通行時間帯規制など交通規制の強化の要望等、改善のための環境整備を進めています。

本市では、こうした国道1号の騒音・振動状況について沿線7地点で調査を行い、関係機関に対策を要請してきており、平成12年6月に、国、県、市等で構成する「国道1号岡崎地区道路交通騒音対策推進連絡会」により【沿道環境改善プログラム】がまとめられました。このプログラムに基づき沿道の環境改善が推進されており、国土交通省による対策として、平成18年度末までに、市内において、遮音壁設置（上り下り計4,642m・中央分離帯602.5m）、低騒音（排水性）舗装（上り下り計32,983m）が実施されました。平成18年度は、舗装の補修（3,000㎡）が実施されました。

○ 対策内容（抜粋）

- 【ア】 交通量分散のための道路ネットワークの整備（第二東名や国道23号、県道、市道等のバイパス）
- 【イ】 道路構造の改善（低騒音（排水性）舗装の敷設、遮音壁・植樹帯の設置）
- 【ウ】 交通規制の強化（速度規制、大型車の夜間中央車線走行規制）

■ 国道473号線バイパス計画

- 国道1号～第二東名（仮）額田インターチェンジまでのバイパス道路
- 区間 本宿町から檜山町

➡ 平成19年度以降も、測量・設計等を進めます。

■ 衣浦岡崎線整備事業

- 区間 上地町～中島町、延長4,650m 幅30m
- 〔平成18年度〕 用地買収、物件調査、道路築造工事

➡ 平成19年度以降も、用地買収、物件調査、道路築造工事等を進めます。

■ 「沿道環境改善プログラム（騒音対策）」に基づく国道1号の騒音対策

- 岡崎市内の国道1号沿道環境（騒音）の改善に向けての対策をします。
- 区間 本宿町～宇頭町

➡ 平成19年度以降も、低騒音（排水性）舗装、遮音壁設置等の補修を行います。

■ 国道1号岡崎環境整備事業（矢作地区・矢作橋架替）

- 区間 八帖町～矢作町 延長1,700m
- 矢作地区（延長1,400m 幅30m）
- 矢作橋架替（延長300m 幅24.8m）

〔平成18年度〕 用地買収、物件調査、低騒音舗装（延長220m）施工中。

➡ 平成19年度以降も、用地買収・道路改良工事・矢作橋架替工事を進めます。

■ 第2東名高速道路建設

- 区間 宮石町～鳥川町、延長21.2km

〔平成18年度〕 環境調査、用地測量、物件調査、用地補償説明会、用地買収、工事用道路建設を実施。

➡ 平成19年度以降も、用地買収、本線及び工事用道路建設工事を進めます。

■ 岡崎市八帖交差点渋滞対策

- 岡崎市八帖交差点（国道1号、国道248号）の渋滞緩和対策を進めます。

〔平成18年度〕 平成16年度に「岡崎市八帖交差点渋滞対策懇談会」（国土交通省愛知国道事務所主催）から提出された「提言書」を受け、渋滞対策懇談会へのフォローアップを行うなど具体的な対策案について検討を行いました。

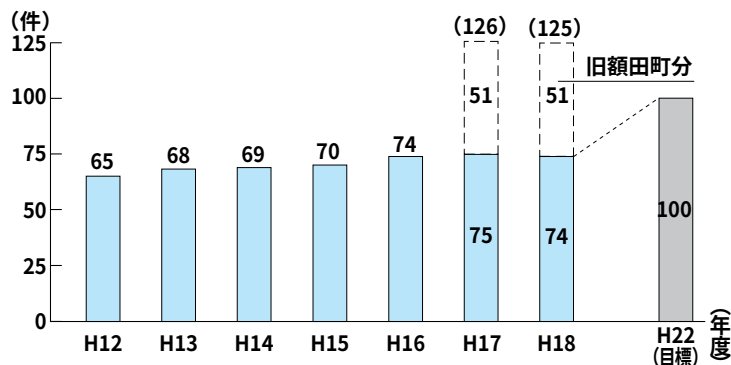
➡ 平成19年度以降も、引き続き詳細な検討を進めます。

事業所の環境対策を推進する

(環境配慮に向けた行動計画 目標達成状況)

■公害防止協定及び環境保全協定締結件数

図2-12 公害防止協定及び環境保全協定締結件数 (件)



取組1 公害防止対策を推進します

1. 公害防止対策を支援します

- 公害防止施設等の整備について経済的支援を推進します
- 生活環境等影響調査の実施を指導します
- 公害防止に対する指導、公害の監視を徹底します
- 適正な土地利用計画により公害の未然防止を推進します
- 化学物質の調査・厳重保管を推進します
- 外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）の調査・指導・監視を推進します

■岡崎市公害防止施設整備資金融資あっせん

中小企業の事業活動により発生する公害を防止する施設の整備資金として、中小企業者が公害防止施設整備計画を定めるとともに、1,000万円以内の融資（融資期間7年以内）を受ける場合は、そのあっせんをしています。
〔平成18年度〕 融資実績なし

■岡崎市公害防止施設整備資金利子補給補助金

中小企業者の事業活動により発生する公害を防止するため、公害防止施設整備資金として融資を受けた場合は、当該融資金の所定の利子額に相当する額を利子補給金（期間5年度以内）として交付しています。
〔平成18年度〕 1件

■事業所監視

事業者に対し立入検査を実施し、各法令に基づく排出基準や協定値を遵守するよう指導するとともに、排出ガス及び排水等の検査を行っています。
また、問題があった場合は、速やかに改善するよう指導しています。

①事業所立入

〔平成18年度〕

- (1) 大気関係立入（142件）※大気汚染防止法・県民の生活環境の保全等に関する条例等
- (2) 水質関係立入（180件）※水質汚濁防止法
- (3) ダイオキシン類関係立入（40件）※ダイオキシン類対策特別措置法
- (4) 協定締結工場等立入（138件）※公害防止協定・環境保全協定
- (5) ゴルフ場立入（15件）※ゴルフ場農薬使用に関する協定書・要綱

②事業者による報告

〔平成18年度〕

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気基準適用施設からの排出ガス及び水質基準適用事業場からの排水について、ダイオキシン類の測定結果の報告がありました。いずれも排出基準に適合していました。

③行政検査による監視

〔平成18年度〕

- (1) ばい煙測定：3事業所で実施。
- (2) 燃料中の硫黄分測定：8事業所で実施。
- (3) 事業場採水：161件採水し、水質検査を実施。
- (4) ゴルフ場採水：15件採水し、農薬検査を実施。
- (5) ダイオキシン類検査：2事業所で排出ガス中のダイオキシン類検査を実施。
：1事業所で排水中のダイオキシン類検査を実施。

➡ 平成19年度以降も監視をします。

■PRTR法における化学物質対策

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下、「PRTR法」という。）では、業種や従業員数等一定の要件を満たす事業者は、毎年、前年度に各事業所で取り扱った化学物質について、大気や河川等の環境中へ排出する量及び廃棄物等として事業所外へ移動する量を把握し、その結果について自治体を経由し国へ届け出ることが義務付けられています。

①業種別届出状況

平成18年度は、平成17年度の排出量・移動量について、125事業所から届出があり、業種別では燃料小売業の49件が最も多く、次いで、輸送用機械器具製造業の16件の順でした。（表2-23）

表2-23 業種別届出状況

業 種		届出数	業 種		届出数
製 造 業	食品製造業	3	製 造 業	輸送用機械器具製造業	16
	繊維工業	1		精密機械器具製造業	3
	化学工業	7		その他の製造業	1
	医薬品製造業	1	鉄鋼業		1
	プラスチック製品製造業	2	石油卸売業		1
	窯業・土石製品製造業	3	燃料小売業		49
	非鉄金属製造業	3	自動車整備業		15
	金属製品製造業	2	一般廃棄物処理業		3
	一般機械器具製造業	9	産業廃棄物処分業		3
	電気機械器具製造業	2	合 計		125

②届出された排出量及び移動量の状況

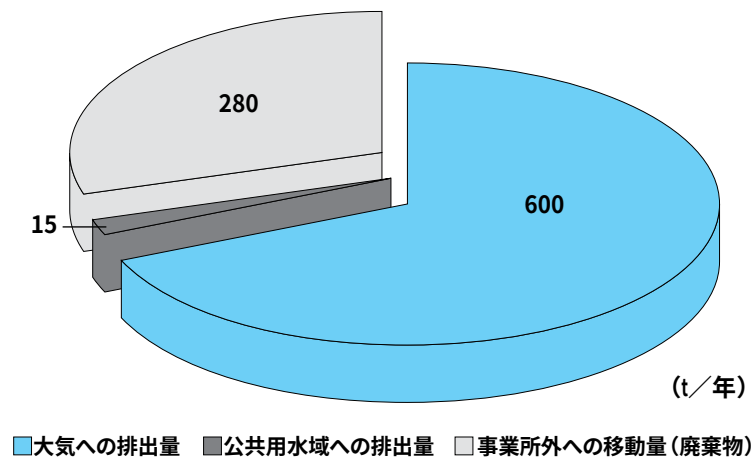
平成18年度に届出のあった、平成17年4月から翌年3月までの1年間の排出量等の集計結果は次のとおりです。なお、集計値は原則として有効数字 2 桁で記載しています。また、ダイオキシン類は含まれていません。

〔1〕届出排出量及び移動量

平成17年度分の届出排出量は620トン（愛知県：20,000トン）、移動量は280トン（愛知県：17,000トン）です。媒体別届出排出量及び移動量は、大気への排出量600トン（排出量比：98%）、公共用水域への排出量15トン（排出量比：2%）でした。

また、事業所外への移動量は280トン（移動量比：100%）でした。なお、土壌への排出、事業所内での埋立処分、下水道への移動の届出はありませんでした。（図2-13）

図2-13 媒体別届出排出量及び移動量（平成17年度分）

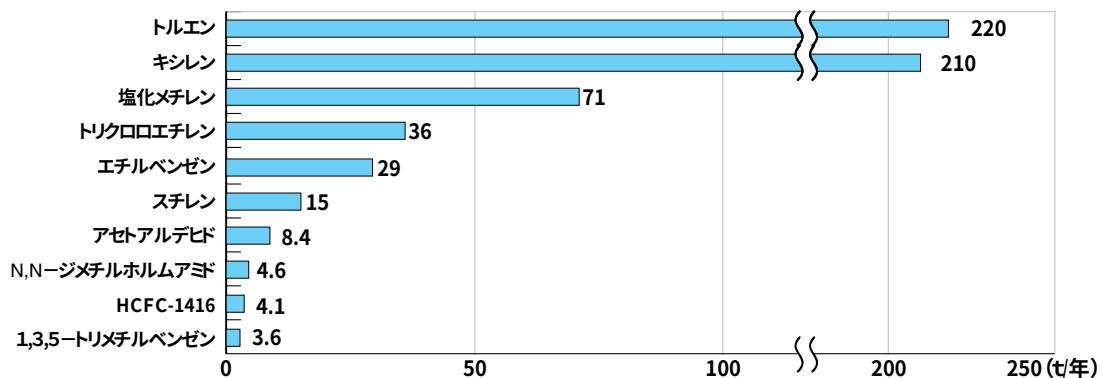


[2] 媒体別の届出量及び移動量

(ア) 排出量

届出排出量の多い順にトルエン220トン、キシレン210トン、塩化メチレン71トンの順でした。なお、トルエンやキシレンは溶剤、合成原料やガソリン等として、塩化メチレンは金属洗浄剤や溶剤として幅広く使用されています。(図2-14)

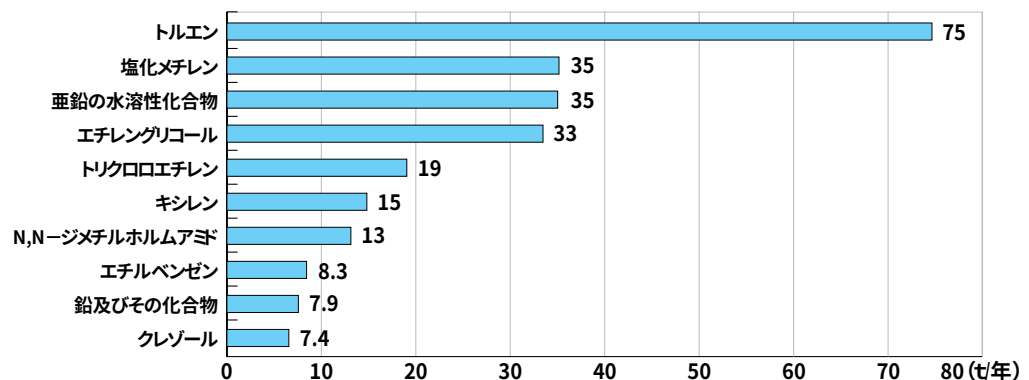
図2-14 排出量の上位10物質とその排出量（平成17年度分）



(イ) 移動量

届出移動量の多い順にトルエン75トン、塩化メチレン35トンの順でした。(図2-15)

図2-15 移動量の上位10物質とその移動量（平成17年度分）



■県条例における化学物質対策

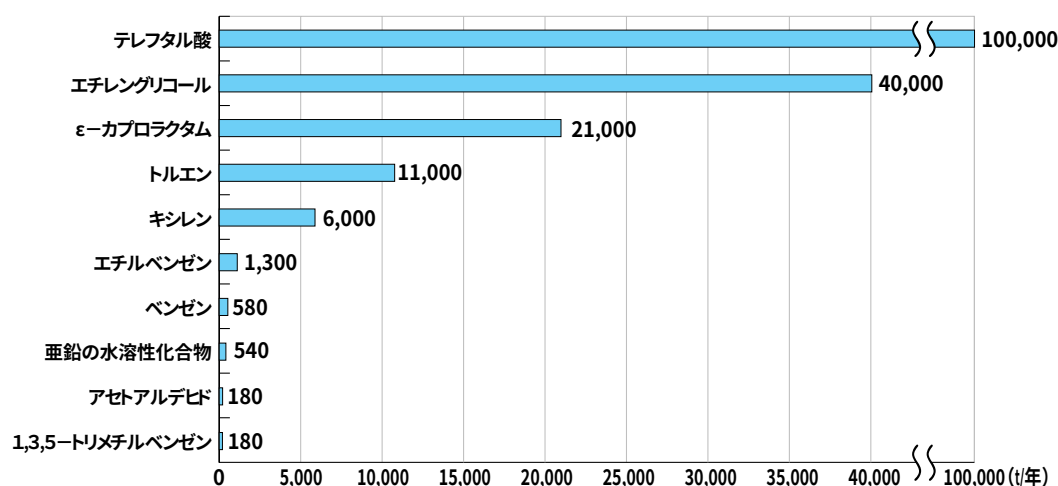
平成17年度から「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、取扱量の届出が義務付けられ、114事業所から届出がありました。届出物質はPRTR法と同じですが、特定要件施設を有することのみにより届出対象となった事業者は届出対象から除かれます。

①届出された取扱量の状況

平成18年度に届出のあった平成17年4月から翌年3月までの1年間の取扱量の集計結果は次のとおりです。なお、集計値は原則として有効数字2桁で記載しています。また、ダイオキシン類は含まれていません。

届出取扱量の多い順にテレフタル酸100,000トン、エチレングリコール40,000トン、ε-カプロラクタム21,000トンの順でした。テレフタル酸はPET樹脂の原料として使用されています。(図2-16)

図2-16 取扱量の上位10物質とその取扱量（平成17年度分）



■公害防止の体制

①公害防止協定及び環境保全協定

昭和48年度以降、主要工場及び大規模住宅団地を対象に公害防止協定及び環境保全協定を締結しています。平成19年3月31日現在、締結工場は125工場1団地です。これら締結工場等には、定期的に公害監視状況の報告を義務づけるとともに、立入調査を実施して公害発生の未然防止に努めています。また、4ゴルフ場と農薬使用に関する協定を締結し、農薬の適正使用を指導しています。

②環境の保全上の支障を防止するための事前指導

建築確認申請時に定められた施設について、「岡崎市生活環境保全条例」に基づき、環境の保全上の支障を防止するための届出書を提出するよう指導しています。平成18年度における届出件数は40件でした。

届出は、環境法令又は条例（以下「環境法令等」という。）に規定する施設の設置及び規制対象業種に対して、新たに設置する事業所、工場等を対象としています。

事前指導の主なものとしては、環境法令等に規定する届出、規制の遵守及び対策、また、アイドリングストップなどの周知や環境美化に関するものも含め指導しています。

➡ 平成19年度以降も指導等をしていきます。

■生活環境等影響調査

土地の形状変更により周辺地域の生活環境や自然環境に及ぼす影響が著しいものとなるおそれがある事業について、事業者に対し、生活環境等に及ぼす影響を低減するための生活環境等影響調査を義務付け、提出された報告書を縦覧しています。

取組2 環境マネジメントシステムに取り組めます

1.環境マネジメントシステムの取組を支援します

環境マネジメントシステムに関する情報提供、取組に関する支援を行います
中小企業向けの岡崎版事業所環境ISO構築に取り組めます

■ISO14001認証取得に対する支援

認証に向けて取り組んでいる事業所から要請があれば、市の職員が講師として出向いています。また、本市の環境に関する条例等について情報提供しています。

→ 平成19年度以降も継続予定です。

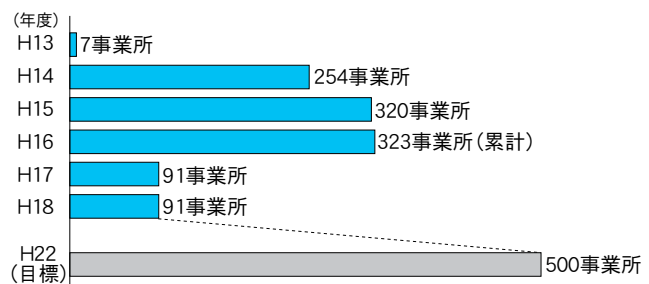
■岡崎版事業所環境ISO

〔平成18年度〕 登録事業所91事業所

→ 平成19年度以降も継続予定です。

岡崎将来ビジョン目標達成状況

図2-17 岡崎版事業所環境ISO登録事業所



行動 6

近隣公害対策を推進する

取組1 近隣公害防止のための活動を実践します

1. 近隣公害の防止を指導します

公害苦情への早期対応を指導します

深夜飲食店営業やカラオケ、拡声器などからの近隣騒音に対する改善の指導や啓発を推進します

取組2 地域の連携で近隣公害を防止します

1. 近隣公害防止のための地域活動を支援します

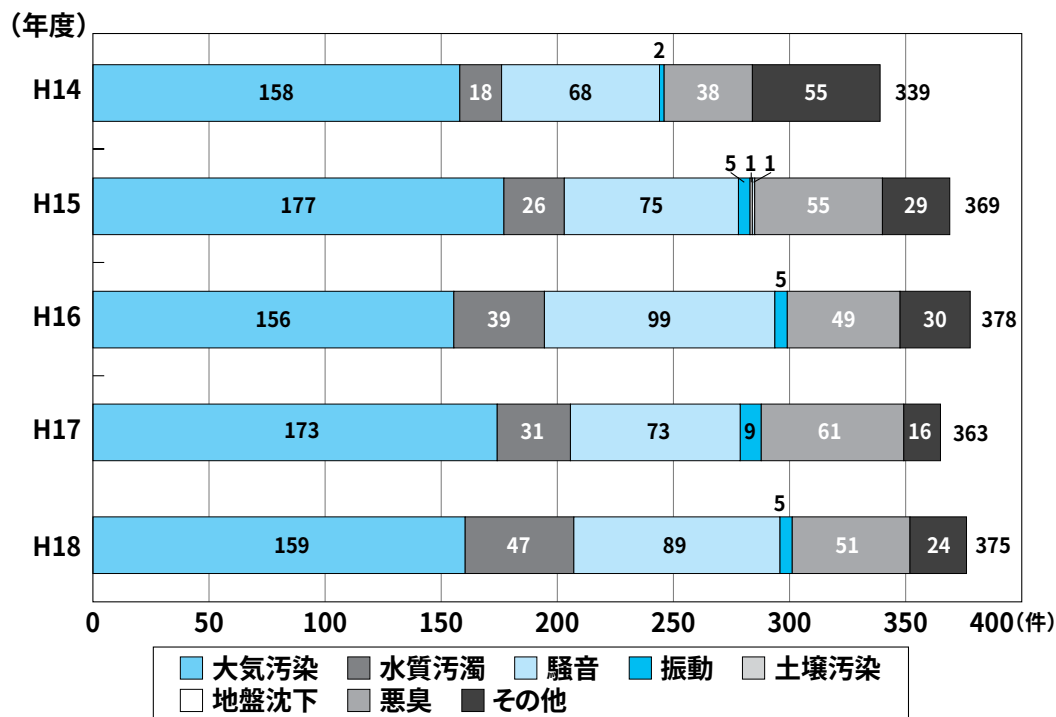
地域ルールづくりなどの地域活動を支援します

■ 公害苦情の処理

平成18年度の公害苦情の受付件数は375件あり、公害の種類別では、大気汚染159件、水質汚濁47件、騒音89件、振動5件、土壌汚染0件、地盤沈下0件、悪臭51件、典型7公害以外24件でした。

苦情の内容としては前年度に引き続き、屋外焼却（事業所、家庭）によるものが多く、また、水質汚濁では油の流出が多くありました。（図2-18）

図2-18 公害の種類別苦情処理件数の推移



公害苦情の連絡を受けたときは、原因を調査し、問題があった場合は、改善するよう指導等を行い、早期に解決できるよう努めています。